

総務常任委員会次第

令和3年6月18日（金）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局、公平委員会、固定資産評価審査委員会関係

① 所管事務報告

ア 総務局 イ 消防局 ウ 公平委員会 エ 固定資産評価審査委員会
……………令和3年度所管事務報告書参照

② 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第51号 明石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 中村 税制課長

議案第52号 明石市債権の管理に関する条例及び明石市後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 中村 税制課長

議案第67号 調停の成立のこと

議案第68号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第4号）

[分割付託分]

※ 資料参照 …………… 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課長
…………… 松永 財務室長兼財務担当課長

③ 報告事項（3件）

ア 令和2年度不当要求行為の概要等について

※ 資料参照 …… 高田 参事（安全対策担当）兼地域安全対策担当課長

イ 令和2年度における公益通報制度の運用状況について

※ 資料参照 …………… 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課長

ウ 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い寄附金の活用について

※ 資料参照 …………… 松永 財務室長兼財務担当課長

④ その他

----- (理事者入れ替え) -----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 所管事務報告

ア 政策局 イ 会計室 ウ 監査委員 エ 選挙管理委員会
.....令和3年度所管事務報告書参照

② 報告事項（5件）

ア 養育費に関する施策の実施状況について

※ 資料参照 能登 市民相談室長

イ 明石市行政オンブズマンの活動状況について

※ 資料参照 橋本 市民相談室課長

ウ 生理用品サポート事業の実施状況について

※ 資料参照 箕作 政策局次長（企画調整担当）

エ 大久保北部遊休地の利活用に向けた取組状況について

※ 資料参照 吉川 プロジェクト推進室課長

オ 市役所新庁舎整備に向けた取組について

※ 資料参照 三牧 プロジェクト推進室課長

③ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

(1) 市政の総合企画及び総合調整について

(2) 広報、広聴及び観光について

(3) 天文科学館について

(4) 危機管理、市民の安全及び消防について

(5) 情報管理、統計及び工事の検査について

(6) 職員の人事管理について

(7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

4 閉 会

以上

総務常任委員会資料
2021年（令和3年）6月18日
総務局税務室税制課

議案第51号関連資料

明石市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 改正目的

行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、審査手続における書類への押印を廃止することから、固定資産の評価に係る審査申出制度についても同様の措置を講じるほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 押印の廃止について

固定資産の評価に係る審査申出制度における押印を廃止することについて、行政不服審査法に基づく審査請求制度と同様の見直しを行います。

（審査申出書ほか14種類）

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

以上

議案第52号関連資料

明石市債権の管理に関する条例及び

明石市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正目的

地方税法の一部改正に伴い、地方税法に準じた延滞金の規定を有する条例について、その一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例

明石市債権の管理に関する条例

明石市後期高齢者医療に関する条例

3 改正内容

延滞金に係る用語の整理

地方税法において延滞金に係る用語が整理されたことから、各種料金等の延滞金についても同様の整備を行います。

(参考)

	延滞金(納期限から1月)	延滞金(納期限から1月経過後)
現行	特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 1%	特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 7.3%
改正後	<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)</u> + 1%	<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)</u> + 7.3%

4 施行期日

公布の日

以上

議案第67号及び第68号関連資料

J T跡地北側土地の取得について

1 概要

J T跡地北側と市道大久保418号線の間には、神鋼不動産株式会社が所有する奥行き約2メートル、延長約250メートルの東西に細長い土地が介在しています（下記2、以下「本件土地」といいます。）。本市は、本件土地のうち、認可保育所等用地に隣接する土地を相手方から借り受けていますが、当該土地に係る賃借権の存否に争いが生じたことから、令和元年11月、本市が期間の定めのない賃借権を有することの確認を求め民事調停を申し立てたところです。

裁判所は本件の根本的解決案として本件土地の売買を提案し、下記6記載の評価金額を当事者双方に提示しました。

本件土地の西側部分は認可保育所2園の進入経路として現に活用し、今後も安定した土地利用が必要となります。また東側部分については、公共公益施設用地の北側に隣接し、本件土地を取得することにより市道に接道することから、当該用地の活用可能性を広げ、市民の利便性の向上につながります。

こうしたことから、このたび裁判所から提示された評価金額をもって相手方と本件土地の売買契約を締結したいと考えています。

2 本件土地の表示（別添図面参照）

明石市大久保町ゆりのき通2丁目1番 479.63 m²

3 契約の相手方

神鋼不動産株式会社

4 これまでの経緯

平成29年12月	J T跡地の取得
平成30年5月1日	土地賃貸借契約の締結（上記土地のうち西側部分の181.70 m ² ） （賃貸借期間：平成30年5月1日から平成31年3月31日まで）
平成31年1月	相手方に対し、相手方土地の売却を打診
平成31年3月26日	土地賃貸借契約の期間延長に関する覚書締結 （延長期間：平成31年4月1日から令和元年7月31日まで）
令和元年7月19日	令和2年3月末日までの賃料を振り込み払い ※令和2年4月以降、半年ごとに賃料を法務局へ供託
令和元年11月6日	神戸簡易裁判所へ賃借権確認調停を申立
令和3年3月9日	裁判所が当事者双方に対し調停委員会解決案を提示

5 調停委員会解決案の概要

(1) 調停委員会の構成

裁判所の調停委員会は裁判官、弁護士及び不動産鑑定士の3名で構成されています。

(2) 本件土地の正常価格

裁判所は、本件土地周辺の路線価（令和2年度）を参考に、本件土地の正常価格（市場相場を適正に反映した価格）を3060万円としました。

(3) 増分価値の算定

裁判所は、本件土地とJT跡地が一体化することにより無接道地や帯状地の状態が解消され、それぞれの土地の価値が上昇することから、その価値の増加分も価格に反映させる評価手法を採用しました。

これにより算出した増分価値は4億8896万円となります。

(4) 増分価値の配分方法

増分価値の配分方法は複数あるところ、裁判所は、両土地の購入限度額の割合により上記増分価値を両土地に配分する方法を採用し、本件土地に配分されるべき増分価値は8950万円としました。

これによれば、本件土地の価格は正常価格3060万円に上記増分価値8950万円を加算した1億2010万円となります。

(5) 本件特質による修正

これに加え裁判所は、本市が本件土地を取得する必要性等の諸事情を総合考慮し、上記(4)記載の価格に1.4を乗じた額が適正であるとし、本件土地の価格は下記6記載の金額が相当であると結論付けました。

6 評価金額

168,140千円

7 今後の予定

6月議会に提案する一般会計補正予算議案に上記土地取得費及び歩道整備費を予算計上しています。

調停に係る議案及び補正予算議案が可決された後、相手方と土地売買に係る契約を締結し、速やかに歩道整備を行います。

8 JT跡地北側土地の取得に伴う歩道整備概要

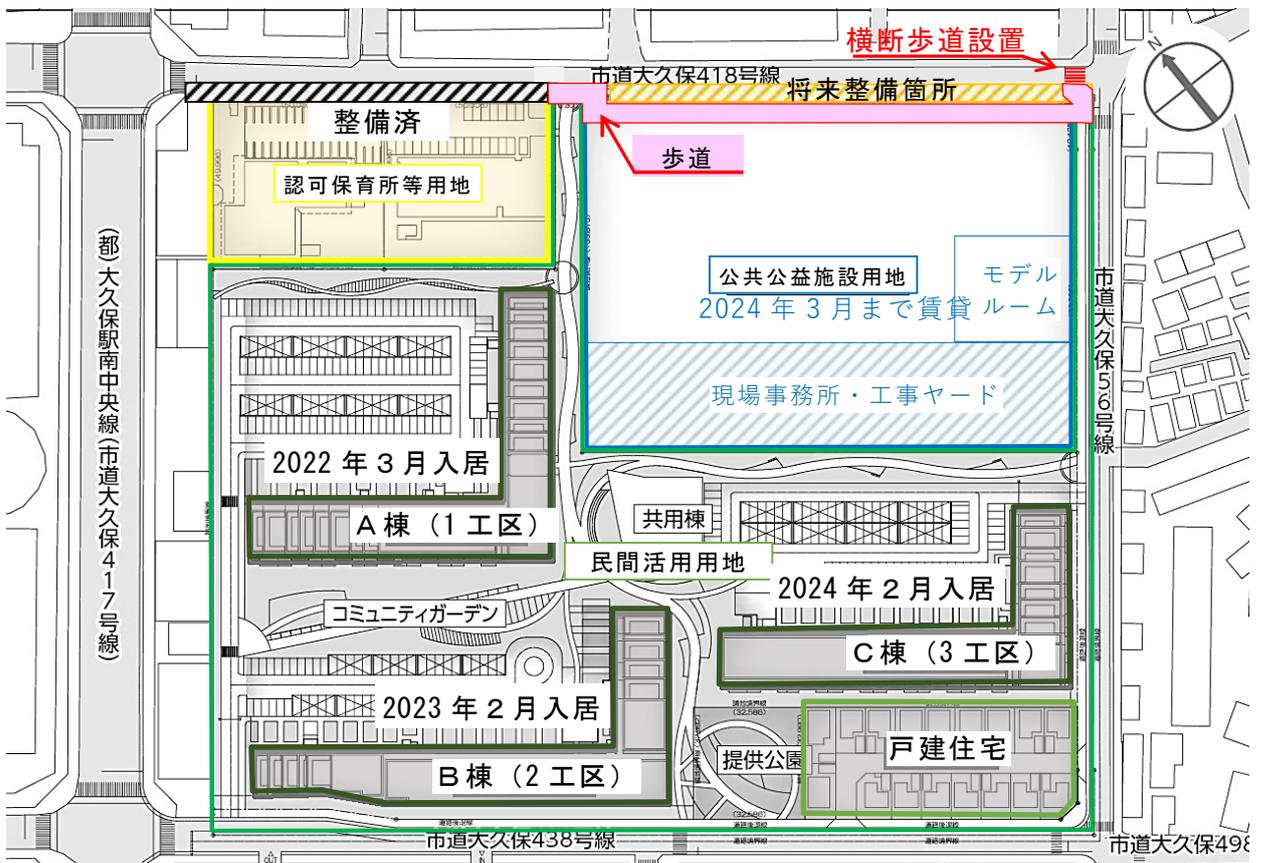
JT跡地北側の歩道については、無電柱化し、将来的に公共公益施設と併せて整備する予定ですが、保育所利用者・通学児童及び周辺住民の安全確保・利便性の向上を図るため、早急に整備を図る必要があります。

については、当面の間、取得土地の南側に沿って歩道を整備するとともに、北東の交差点部に横断歩道を新設します。

路線名：市道大久保 418 号線

延長：約 160 m 幅員：歩道 2.5 m (全幅員：12 m)

内容：南側歩道の整備、横断歩道設置 (東側交差点)



9 歩道整備スケジュール

年度	2021年度(R3年度)			
月	4-6	7-9	10-12	1-3
設計		道路設計		
協議		公安協議		
工事		歩道・横断歩道設置		

※公共公益施設の整備に合わせ、将来整備箇所に歩道と電線共同溝の整備を行います。

10 補正額

10 百万円 (歩道、施設撤去(万能塀・植栽)、歩道照明、フェンス設置)

別紙図面



凡 例		町・大字界
		買収用地(賃貸範囲)
		買収用地(賃貸範囲外)

(写真一覧)

①



②



③



総務常任委員会資料
2021年(令和3年)6月18日
総務局総合安全対策室

令和2年度不当要求行為の概要等について

「明石市法令遵守の推進等に関する条例」第68条及び「同条例施行規則」第48条の規定に基づき、令和2年度不当要求行為の概要等下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいう。

2 令和2年度における不当要求行為の発生件数

0件 (参考：令和元年度 0件)

3 不当要求行為に対する取り組み

不当要求行為の前兆事案を早期に把握して適切に対処し、職員の公正な職務の遂行を保持するため

- 相談しやすい職場環境の醸成と事案発生時における迅速な指導、助言
- 不当要求行為への的確な対応等を目的とした職員研修
- 職員及び来庁者の安全確保を目的とした実践的な防犯訓練

などを継続的に行い、不当要求行為による被害防止に努めるとともに、併せて、暴力事案等の不測の事態に対応するための各種訓練にも取り組んでいます。

○ 過去の不当要求行為の発生状況（件数）

区 分	発生状況
平成28年度	1
平成29年度	0
平成30年度	0
令和元年度	0
令和2年度	0

○ 地域安全対策担当における取扱い状況（件数）

区 分	相談(指導・助言)	現場対応	会議・研修等
平成28年度	191	119	10
平成29年度	160	117	15
平成30年度	128	112	10
令和元年度	168	105	10
令和2年度	217	102	4

※ 区分について

相談(指導・助言)・・・各課において、不当要求に発展するおそれのある事案があった場合、事前に対応要領についての指導や助言を行うこと。

現場対応・・・・・・・・各課において、相手方と面談中に不当要求に発展する兆候(大声を出したり、威嚇したりするような言動を行うなど)があった場合、現場へ赴き、相手方に対して注意や警告を行うなど不測の事態に備えること。

会議・研修等・・・・職員を対象とした研修の実施や、他の機関が主催する不当要求防止に係る会議等に参加すること。

○ 会議・研修等の実施状況

- 2020. 11. 16 市民センター等の職員を対象とした研修及び防犯訓練
(江井島サービスコーナー、高丘サービスコーナー、大久保市民センター 計3か所)
- 2021. 1. 27 あかしこども広場一時保育ルーム職員を対象とした研修

令和2年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和元年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口を設け、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施するもの。

(2) 令和2年度における内部公益通報の受理件数

2件（参考：令和元年度 1件）

(3) 内部公益通報の概要等

① 福祉局において、個人情報に記載された書類の自宅への持ち帰り等に関する通報があり、公益監察員との協議の上で実施した職員アンケートの結果を踏まえ、当該職場の関係職員に対して不適切な事務の是正を徹底するよう厳しく注意した。

② 総務局において、不適切な休憩の取得等の服務規律に関する通報があったが、通報対象の事実があるとの判断には至らなかった。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者（市職員等以外の労働者）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和2年度における外部公益通報の受理件数

0件（参考：令和元年度 0件）

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い寄附金の活用について

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い寄附金については、令和2年度中に1億8,130万4,893円の寄附をいただきました。

いただいた寄附金については、以下のとおり1億2,000万円を令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策に活用し、残額の6,130万4,893円を新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金に積み立てることとしましたので報告いたします。

1 寄附金の受入状況（令和2年度中）

区分		件数	金額(円)
寄附申込による受入分	ふるさと納税としての寄附	5,701	132,676,000
	通常の寄附	164	24,037,893
議会費削減に伴う積立分		1	24,591,000
合計		5,866	181,304,893

2 寄附者からの活用希望用途の状況

用途	件数	金額(円)
医療関係支援	11	5,488,500
生活困窮者支援	2	150,000
介護事業所支援	1	20,000
オンライン授業の充実	1	100,000
感染拡大の防止	1	100,000
合計	16	5,858,500

3 寄附金の活用用途

新型コロナウイルス対策に要した事業費や寄附者からの活用希望用途等を考慮し、以下の用途に活用しました。

(1) 令和2年度に実施した事業への活用

活用用途	金額(円)
1 医療体制の充実（市民病院への支援等）	50,000,000
2 市民生活の支援（3割おトク商品券事業等）	30,000,000
3 感染拡大の防止（新型コロナウイルス感染症対策事業等）	30,000,000
4 その他（こども夢応援プロジェクト事業等）	10,000,000
合計	120,000,000

(2) あかし支え合い基金への積立 61,304,893円

4 その他

- ・寄附金の活用については、寄附された方に文書を送付してお知らせするとともに、市HPで公表します。
- ・あかし支え合い基金への積立分及び令和3年度の入金分（6/15現在、13,033,500円）については、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策の実施状況等を考慮し、改めて活用用途を検討します。

養育費に関する施策の実施状況について

本市では、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでおり、昨年度は、受け取れていない養育費を市が立て替える「こどもの養育費緊急支援事業」と、費用補助を含めた養育費の取決めのための手続支援を行う「養育費取決めサポート事業」を実施しました。つきましては、これらの事業の実施状況等についてご報告します。

1 こどもの養育費緊急支援事業

(1) 実施状況

① 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により養育費の不払いの状況はこれまで以上に厳しくなっていることから、こどもの手元に養育費が確実に届くようにするため、緊急的に支援を開始しました。

② 内容

養育費の不払いがあったときに、市が支払義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分(こども1人あたり上限5万円)に限り立替払いをしたうえで、支払義務者に対して督促します。

③ 受付期間

令和2年 7月1日(水)から令和2年8月31日(月)まで
令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)まで

④ 件数(別紙表1)

- i 申込み 23件(こども32人)
- ii 進捗(5月7日時点)
 - ・ 立替前に、監護親に支払いあり 3件(こども4人)
 - ・ 立替後に、市に支払いあり 7件(こども11人)
 - ・ 立替後に、市と支払い協議中 7件(こども8人)
 - ・ 取下げ 2件(こども3人)
 - ・ 手続中 4件(こども6人)

(2) 評価・検証

① 事業全体の効果

i 市が関わることの効果

市が支払義務者に働きかけたことによって、市の立替前に支払義務者が任意に養育費を支払ったものが3件(こども4人)ありました。このうち1件(こども2人)は、支払義務者が今後における養育費の支払いを約束しました。

こうした状況からしますと、第三者である市による関与が養育費の支払いを促したと考えられます。

ii 市が立て替えることの効果

市が養育費を立て替えたことによって、こどもの手元に養育費が届いたケースが14件(こども19人)ありました。このうち7件(こども11人)は、立替後に支払義務者が市に立替分を支払っています。しかも、市による立替後にこどもや申込者が嫌がらせを受けるなどの大きなトラブルには発展しておらず、安心・安全に立替えが行われています。

こうした状況からしますと、市による立替えが機能したと考えられます。

iii 養育費支払いの正常化

申込件数23件のうち半数近い10件で支払義務者が養育費や立替分を支払っている現状に鑑みますと、本事業を実施したことによって、多くのこどもに対する養育費支払いの正常化につながったと考えられます。

② 各項目の検討

i 対象者 【養育費の債務名義がある市内在住のこども】

債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）は、市が立て替えた養育費を支払義務者から回収する際のほか、取決内容について当事者間の言い分が異なる場合において内容確認に必要となるため、債務名義を要件としたことについては問題ないと考えられます。

なお、養育費の債務名義を作成していないひとり親に対しては、「養育費取決めサポート事業」を実施して、手続支援と費用補助を行っています。申込者の中には、「養育費取決めサポート事業」を利用した後に「こどもの養育費緊急支援事業」を利用された方もいました。

ii 立替期間 【1か月分】

「生活が苦しいので、1か月分だけでは足りない。」との声がある一方、「1か月分だけでも助かる。」との声もありました。

養育費は一般的にこどもが成人するまで継続して満額支払われるべきですので、こどものためには立替期間をより長くする方が望ましいですが、財源の状況等に鑑み、立替期間を限定したことには合理性が認められると考えられます。

iii 立替金額 【こども1人あたり上限5万円】

こどものためには立替金額に上限を設けない方が望ましいですが、申込者の養育費平均額が約3万5000円（別紙表1参照）であることから、実態に即したものと考えられます。

iv 受付期間 【令和2年7月～8月、令和2年10月～令和3年3月】

令和2年10月以降も申込みがあった状況からしますと、受付期間を延長したことには必要性が認められると考えられます。

なお、令和3年4月以降も、本事業に申し込みたいとの希望を受けておりますが、今後につきましては、昨年度に実施した事業の評価・検証を行った上で検討する考えです。

③ 課題

i ひとり親家庭のこどもの人数と申込件数の関連

市内に住むひとり親家庭のこどもの人数と比較すると、申込者の人数がそれ程多くなかったと見受けられます。その理由としては、対象者への周知や広報が足りないこともありますが、支払義務者と関わりたくないという状況の中で、市役所で煩雑な手続をしなければならず、これらのハードルを乗り越えたところで所詮1か月分の立替えに過ぎないという費用対効果の低さも大きいと考えられます。

ii 裁判所で取り決めた内容が守られていない状態の認識

申込件数23件のうち約7割に当たる16件（調停調書+審判書+和解調書）は、調停や審判など裁判所で取決めの手続を行っています（別紙表1参照）。一般的に心理的・手続的負担が大きい裁判所での手続でようやく取決めをしたにもかかわらず、取決め内容が守られていないという状態を深く認識し、然るべき対応をとる必要があると考えられます。

2 養育費取決めサポート事業

(1) 実施状況

① 経緯

養育費の債務名義（調停調書や公正証書などの公的文書）を作成していないひとり親が多数いる現状に鑑み、債務名義を取得するための支援を開始しました。

② 内容

- i 手続支援…調停申立書の書き方など、手続の方法をアドバイスします。
- ii 費用補助…調停申立や公正証書の作成にかかる費用を補助します。

③ 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和3年3月31日（水）まで

④ 申込件数（別紙表2）

34件（こども63人）

うち費用補助30件（こども58人）、相談対応8件（こども11人）

(2) 評価・検証

申込みが継続している状況からしますと、これまで費用の負担が債務名義の作成を躊躇する原因の1つになっていたことが窺えます。公費による助成は、養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、養育費の取決めについて一定の効果を上げていると考えられます。

以上の状況に鑑み、昨年度に引き続き、本年度も本事業を実施しています。

3 こどもの養育費に関する検討会

第5回検討会を以下のとおり開催しました。

(1) 日時

令和3年3月31日（水）午前10時30分から正午まで

(2) 出席者

別紙「第5回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿」のとおり

(3) 内容

① 実績報告

昨年度に実施した以下の施策について実績を報告しました。

- i こどもの養育費緊急支援事業
- ii 養育費取決めサポート事業

② 国の動向に関する報告

養育費不払い問題に関する以下の国の動向について報告しました。

- i 法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」
- ii 法制審議会

③ 報告書（案）の提示

本市が実施している離婚等におけるこども養育支援策について実績や課題を整理し、国への提言及び他の自治体への提案を記載した報告書の案を提示しました。

(4) 検討会で出された主な意見

- ・ こどもの養育費緊急支援事業の申込件数の約半数において支払義務者から支払いがあったことは、市による関与や立替が功を奏したことの表れである。
- ・ 養育費取決めサポート事業を実施する意義は、非常に大きい。
- ・ 報告書が国や全国の自治体に配布されることによって、明石市の取組が全国に広がることを期待している。

以上

<別紙>

表1 こどもの養育費緊急支援事業

番号	監護親 (申込者)	債務名義	養育費額 (1人)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上
1	母	調停調書	30,000	1		1		
2	母	調停調書	40,000	2		1	1	
3	母	調停調書	10,000	2		2		
4	母	調停調書	30,000	1		1		
5	母	調停調書	20,000	2		1	1	
6	母	調停調書	40,000	1				1
7	母	調停調書	30,000	2			1	1
8	母	調停調書	40,000	2			1	1
9	母	調停調書	30,000	1		1		
10	母	調停調書	45,000	2	2			
11	母	調停調書	10,000	1		1		
12	母	審判書	39,000	1		1		
13	母	審判書	15,000	1			1	
14	母	審判書	16,000	1		1		
15	母	審判書	17,000	1		1		
16	母	和解調書	20,000	1		1		
17	母	公正証書	30,000	1		1		
18	母	公正証書	25,000	2	1	1		
19	母	公正証書	100,000	1	1			
20	母	公正証書	50,000	2		1	1	
21	母	公正証書	110,000	1		1		
22	母	公正証書	30,000	1		1		
23	母	公正証書	30,000	2	2			

合計	調停調書	平均(円)	合計(人)	～6歳(未就学)
23	11	35,087	32	6
母	審判書	最大(円)	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)
23	4	110,000	14	17
父	和解調書	最小(円)	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)
0	1	10,000	9	6
	公正証書			16歳～(高校生以上)
	7			3

表2 養育費取決めサポート事業

番号	監護親 (申込者)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上	費用補助	相談対応
1	母	2	2				公正証書	
2	母	2	2				公正証書	
3	母	2	1	1			公正証書	
4	母	2	1	1			公正証書	
5	母	1	1				公正証書	
6	母	2		2			公正証書	
7	母	1	1				公正証書	
8	母	2	1	1			公正証書	
9	母	3	1	2			公正証書	
10	母	3	3				公正証書	
11	母	1	1				公正証書	
12	母	2	2				公正証書	
13	母	2			1	1	公正証書	
14	母	2	2				公正証書	
15	母	2	0	2			公正証書	
16	母	2	2				公正証書	
17	母	1	1				公正証書	
18	母	3	3				公正証書	
19	母	2		2			公正証書	
20	母	1	1				公正証書	
21	母	2	1	1			公正証書	
22	母	1	1				公正証書	
23	母	3		1	1	1	調停申立	
24	母	3	1	2			調停申立	
25	母	2		1	1		調停申立	
26	母	3		3			調停申立	
27	母	3		1		2	調停申立	○
28	母	1	1				調停申立	○
29	母	1		1			調停申立	○
30	母	1	1				調停申立	○
31	母	1		1				○
32	母	1			1			○
33	母	2		2				○
34	母	1		1				○

母	合計(人)	～6歳(未就学)	費用補助	相談対応
34	63	30	30	8
父	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)	公正証書	
0	12	25	22	
	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)	調停申立	
	15	4	8	
	子3人(件)	16歳～(高校生以上)		
	7	4		

第5回 こどもの養育費に関する検討会 出席者名簿

1 構成員

機関名・役職	氏名
早稲田大学法学学術院教授	棚村 政行
社会学者	神原 文子
公益財団法人あすのば監事・弁護士	津久井 進
認定特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長	赤石 千衣子
元家庭裁判所調査官・臨床心理士	山口 恵美子
特定非営利活動法人あつとすくーる理事長	渡 剛

2 事務局

役職	氏名
市長	泉 房徳
政策局 政策部長	高橋 啓介
政策局 市民相談室長	能登 啓元

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2020年(令和2年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情申立て	苦情申立書によらないオンブズマンへの相談	事務局への相談・問い合わせ
件数	2	0	5

※苦情申立て2件継続中

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了したもの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
	2 市の業務に不備の無かったもの	0
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	1
調査継続中のもの		2

4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況

2020年(令和2年)度の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

2020年(令和2年)度の案件 0件

6 苦情申立ての調査結果

苦情申立ての内容	調査結果
<p>(1) 職員の対応について</p> <p>明石市高丘サービスコーナー等で、課長を含む職員から不当な取扱いを受けた。</p>	<p>①申立人が高丘サービスコーナーにおいて申請した印鑑登録証明書について、公印の押印漏れと印鑑登録手数料300円の徴収し忘れが発生。申立人は大久保市民センター職員から証明書差替えと手数料支払いの電話がかなりの頻度でかかって来て迷惑したと主張。</p> <p>②後日、申立人が高丘サービスコーナーに住民票の申請をした際、大久保市民センターの課長と身体の接触があり、課長は転倒。暴行したとされ明石署にて取調べを受けた。刑事事件としては起訴猶予となったが、身に覚えのない暴行容疑で取調べを受け、多大な精神的苦痛を味わったと主張。</p> <p>①②について調査を行った。①については市民センター職員より、押印漏れ及び徴収し忘れについて確認。しかし架電件数については双方の主張に大きな開きがあり、事実が確認できる客観的証拠が無いことから、これ以上の調査は相当ではないと判断した。</p> <p>②についても双方の主張は異なっており、確認出来る動画等もない。また暴行が無かったことを明らかにし、慰謝料請求をしたいという申立人の意向については、民事裁判において裁判官に判断してもらわざるを得ないと考え、これ以上の調査を行うことは相当ではないと判断した。</p>



生理用品サポート事業の実施状況について

生理用品サポート事業「きんもくせいプロジェクト」の実施状況等について報告します。

1 事業の背景

経済的な理由で生理用品を買えないといったいわゆる「生理の貧困」については、当事者が声をあげにくいテーマでしたが、コロナ禍をきっかけに顕在化し、国内外で関心が高まっています。民間団体の「#みんなの生理」が行った日本の若者の生理に関するアンケートによると、金銭的理由で購入に苦労したことがある若者の割合が5人に1人という調査結果が出ています。

2 事業の目的

SDGsの誰ひとり取り残さないすべてのひとにやさしいまちづくりの一環として、経済的負担の軽減を図るとともに、支援を必要とする女性に対して適切な相談支援につなげるための取り組みとして当該事業を実施しているものです。

3 事業の概要

本年4月から、市内の学校及び若者や女性が立ち寄りやすい施設等において、様々な困りごとの相談に応じるとともに生理用品を配付しています。さらに、5月からは、生活再建支援窓口への「きんもくせい相談窓口」の開設やこども食堂との連携を図るなど、庁内横断的に事業を拡充し、本格実施しています。

(1) 対象者と相談窓口など

	対象者	相談窓口	相談の受付方法等
こども	市内の小・中学校、明石商業高校の児童・生徒	各学校(43校)	声掛けしやすい先生に相談
	中学生、高校生、大学生、専門学校学生など	AKASHI ユーススペース(パピオスあかし5階)	トイレ内にカードを設置し、受付カウンターでカードを提示してもらう。希望する場合、継続相談につなぐ。
	要支援児童	明石こどもセンター	家庭訪問時等に個別で対応
	こども食堂利用者	こども食堂	こども財団と連携し、こども食堂でも生理用品を配付し、こどもの見守り・支援につなぐ。
一般	明石市民と市内学校の通学者	あかし男女共同参画センター(アスピア明石北館7階)	トイレ内にカードを配置し、受付カウンターでカードを提示してもらう。希望する場合、継続相談につなぐ。
	明石市民	きんもくせい相談窓口(北庁舎1階)	生活再建支援相談時に、希望者に生理用品を配付する。 アウトリーチ相談も実施

※その他、母子父子自立支援相談、ひきこもり相談等の相談支援事業とも連携します。

- (2) 配付物内容 生理用ナプキン1袋、相談窓口案内チラシ等
- (3) 生理用品 当初購入分3000袋+防災用備蓄品270袋から配付
- (4) 実施期間 2021年4月1日～2022年3月末

4 相談窓口別配付状況 (4/1～5/31)

	相談窓口	配付実績内訳等					配付数
		小学校・養護学校	中学校	高校			
4月1日～スタート	学校	32	18	6			56
	明石こどもセンター	来所時に配付 43		訪問時に配付 17		60	
	AKASHI ユーススペース	小学生 1	中学生 13	高校生 7	大学生等 25	一般 4	50
	あかし男女共同参画センター	19歳以下 14	20歳代 21	30歳代 37	40歳代 39	50歳以上 14	125
5月1日～拡充	きんもくせい相談窓口 (生活再建支援) DVセンター 母子父子自立支援 ひきこもり相談等	19歳以下 3	20歳代 3	30歳代 0	40歳代 3	50歳以上 0	9
	こども食堂	こども財団から、各こども食堂運営者に連絡 5月中に配布した数 9					9
配付合計							309

(主な相談者の声)

- ・生活面でとても困っていたので助かった。(中学生の母親)
- ・一人暮らしのため、何かと大変なので助かる。(大学生)
- ・アルバイトがなくなったが何とか頑張っている。無償提供はありがたい。(大学生)
- ・今回一回だけですか。継続して欲しい。(10代)
- ・生理用品を受け取りに男女共同参画センターに行ったとき、就労支援相談を受けることができ、今後の就職活動の参考になった。(30代)
- ・きんもくせいプロジェクトをきっかけに訪れた男女共同参画センターで、相談員さんが親身になって話を聞いてくれたので、生活困窮の相談をしたら、生活再建支援窓口のきんもくせい相談を案内してもらえた。

5 今後の取り組みについて

当該事業については、今後の実施状況、市民ニーズやコロナの影響等を十分に考慮のうえ、適宜事業内容の見直し等も行いながら、次年度以降も継続して実施していきます。

大久保北部遊休地の利活用に向けた取組状況について

大久保北部遊休地の利活用については、これまでも市の長期的な課題として有効な方策を検討してきたところです。

令和3年3月議会の総務常任委員会において報告したとおり、神戸西バイパス延伸事業に関連し、NEXCO 西日本から工事で発生する土砂の遊休地への受け入れ提案がありました。この提案を受け、NEXCO 西日本と協議を進めて来ましたが、この度、NEXCO 西日本から同提案を取り下げる意向が示されました。

つきましては、NEXCO 西日本との協議内容と今後の取組について報告します。

1 NEXCO 西日本との協議内容

(1) 当初の提案内容

神戸西バイパスを第二神明道路に接続する神戸西バイパス延伸事業として、神戸市西区の永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクション（仮称）までの約6.9 km区間の整備が進められています。この事業に関連し、NEXCO 西日本から、次のとおり提案がありました。

- ① 事業により発生する土砂の大久保北部遊休地への受け入れ
- ② 土砂搬入時期は令和4年度からを希望

(2) 協議内容

① 課題整理

土砂の受け入れを検討するにあたり、次のとおり課題等を整理のうえ、NEXCO 西日本と協議を行いました。

- ア 市所有地の区域内に民有地が点在し、境界が未確定であること
- イ 自然環境との調和や生態系への配慮について、環境調査が必要であること
- ウ 埋蔵文化財の調査が必要であること
- エ 市とNEXCO 西日本との役割分担（スマート IC の設置や遊休地の造成計画等）
- オ 土砂受け入れに向けたスケジュール

② 協議結果

NEXCO 西日本は、当初、土砂受け入れの開始時期は令和4年度中とし、具体的な時期までは未定としていましたが、この度、令和4年4月からの土砂搬出が必須との意向を示しました。遊休地への土砂搬入にあたっては、遊休地に点在している民地権利者の全同意が最低条件になること、希少種の保全等に関する環境調査や包蔵地での埋蔵文化財調査が必要であること等、不確定要素が多くリスクが大きいため、神戸西バイパス延伸事業とのスケジュールが合わないことから、本市への提案を取り下げ、別の場所を探すとのことでした。

2 今後の取組

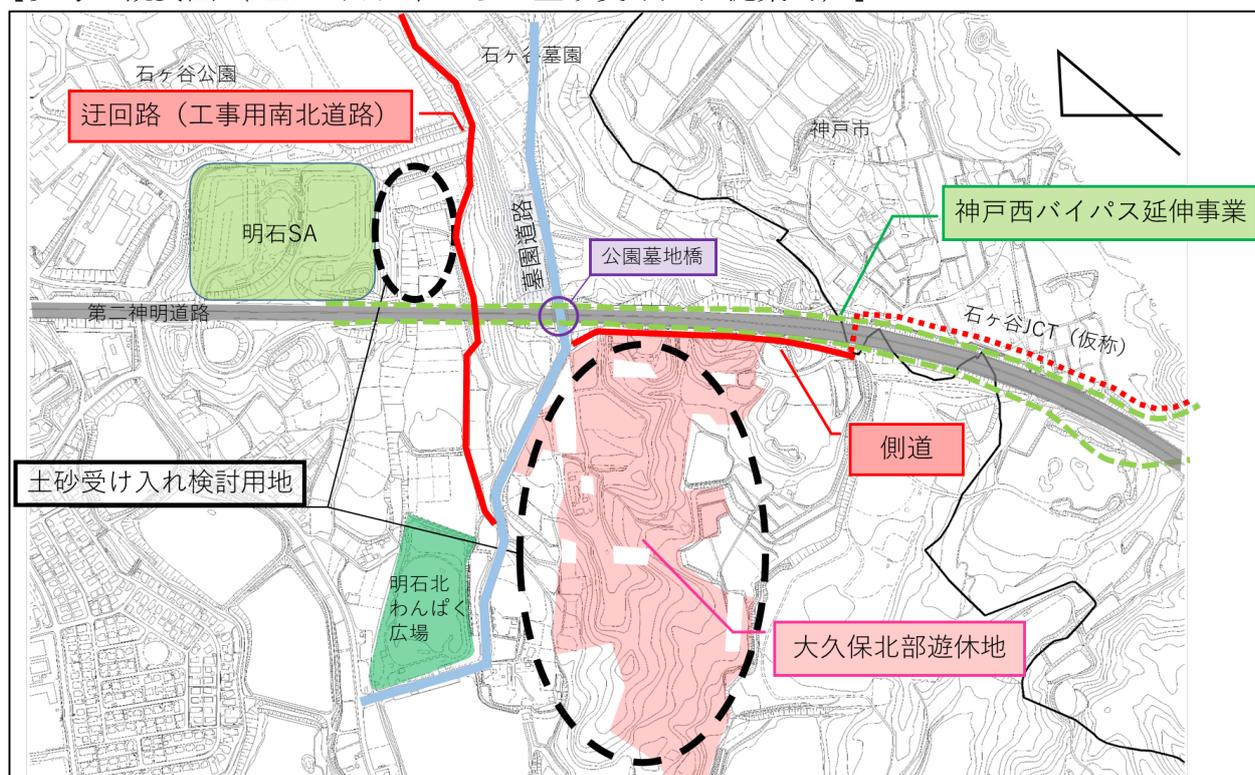
(1) 迂回路（工事用南北道路）及び側道の整備について

NEXCO 西日本は、神戸西バイパス延伸事業及び第二神明道路拡幅事業のために必要となる側道整備や公園墓地橋の架替、橋の架替のための迂回路（工事用南北道路）整備を計画しています。これらの側道や迂回路については、事業完了後も市道として供用する予定となっているため、今後も引き続き NEXCO 西日本と協議を進めて行く予定です。

(2) 遊休地利活用等に向けた検討について

遊休地への土砂受け入れの実現性は無くなりましたが、神戸西バイパス延伸事業で迂回路（工事用南北道路）や側道が整備され、遊休地への道路アクセスが向上することから、引き続き、スマート IC 設置の可能性や遊休地の利活用について、環境調査等を行いながら、検討を進めて行く予定です。

[参考：概要図（NEXCO 西日本からの土砂受け入れ提案時）]



市役所新庁舎整備に向けた取組について

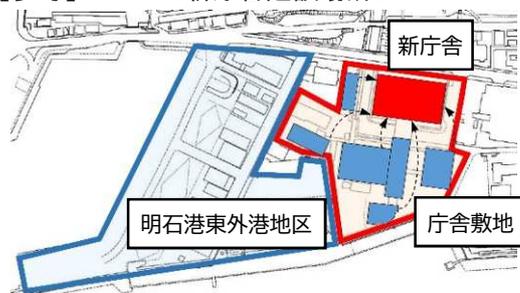
市役所新庁舎の基本設計については、市民説明会等の市民参画手続を十分に行う必要があること、また国の財政支援メニューである市町村役場機能緊急保全事業が既に適用されることから、策定を本年度に延期したところです。

については、基本設計策定に向けた取組状況と、今後の取組について報告します。

1 これまでの経緯

時 期	内 容
2019年(令和元年)10月	・市議会本会議において、新庁舎の整備場所を現在地とし、早期整備に取り組むことを求める「市役所新庁舎整備候補地に関する決議」が全会一致で可決
2019年(令和元年)12月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本計画(素案)」を報告
2020年(令和2年)1月	・「市役所新庁舎建設基本計画(素案)」に対するパブリックコメント及び市民説明会を実施
2020年(令和2年)3月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本計画(案)」を報告 ・「市役所新庁舎建設基本計画」を策定
2020年(令和2年)8月	・基本設計、実施設計を一括した業務委託を契約締結
2020年(令和2年)12月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本設計(素案)」を報告
2021年(令和3年)1月	・「市役所新庁舎建設基本設計(素案)」に対するパブリックコメントを実施 ・市民説明会は新型コロナウイルスの影響により中止

【参考】 <新庁舎建設場所>



<外観イメージ図>



※外観イメージは、「明石市役所新庁舎建設 基本設計(素案)」時点の計画です。

2 基本設計策定に向けた取組状況について

(1) 現在の取組について

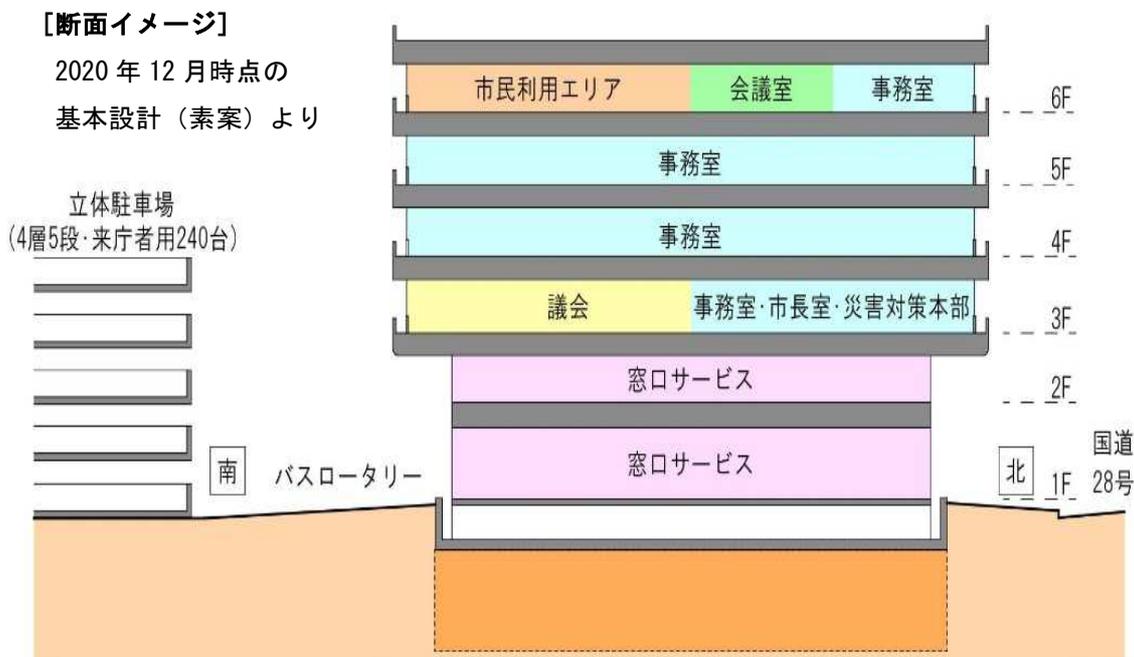
2020年12月時点の下の図の基本設計（素案）について、次のとおり検討を進めています。

① 庁舎のフロア構成等

議会やパブリックコメントでの意見等を踏まえ、基本設計（素案）で3階に計画していた本会議場については、議会閉会時には市民利用を考えていることから、眺望に優れかつ他の市民利用エリアと同一フロアの6階に集約するなど、フロア構成や各フロアの配置について検討を進めています。

② 立体駐車場の高さ等

隣接する明石港東外港地区を所管する兵庫県と連携を図りながら、立体駐車場の低層化や平面化について検討を進めています。



(2) 市民参画について

4月15日号の広報あかしで「新庁舎建設に当たり優先させるべき項目」について意見を募集し、5月31日現在において、535人の方から回答がありました。

内容としては、次のとおり、耐震性や災害対策機能に対する回答（3つまで選択可）が多く寄せられました。

項目	回答数	割合
1. 耐震性に優れ耐用年数が長い	335	21%
2. 災害時に支援や復興活動の拠点となる機能や備蓄スペースを備えている	331	21%
3. 高齢者、障害者、乳幼児連れの人など誰もが利用しやすい (バリアフリーやユニバーサルデザイン)	233	15%
4. 太陽光などの自然エネルギーを利用し、環境に配慮している	204	13%
5. 一度にさまざまな申請手続きや相談ができるワンストップサービスがある	199	12%
6. 建設費など整備費用をできる限り抑えている	80	5%
7. 眺望を生かした憩いの場がある	66	4%
8. 保育所や一時預かり、プレイルームなどを併設している	62	4%
9. 発表、展示、交流など、市民が活動できるスペースを備えている	57	3%
10. その他	38	2%

【主な自由意見】

- ・海に近い場所のため、津波対策をしっかりと考えてほしい
- ・ユニバーサルデザインに配慮した庁舎にしてほしい
- ・どこに行けばよいか分かりやすい窓口にしてほしい
- ・1か所で手続きができるようにしてほしい
- ・市民センター等との役割分担を考えてほしい
- ・デジタル化社会に対応した庁舎にしてほしい
- ・ゼロエネルギー庁舎を目指してほしい
- ・誰でも利用できるレストランやカフェを作してほしい

3 今後の取組について

今年度は、議会をはじめ、パブリックコメントの意見等を踏まえながら、災害時の対応力強化や環境への配慮はもとより、市民が利用しやすい庁舎となるよう引き続き検討を行い、基本設計の策定に向けた取組を進めます。

また、市民参画については、現時点では新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況ではありますが、感染対策を講じながら、市民説明会等を十分に行っていく考えです。

基本設計策定後、来年度以降については、実施設計の策定、施工者選定・建設工事などの取組を進めます。

2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024～2026年度 (令和6年～8年)
基本設計・実施設計			建設工事、引越	
基本設計 実施設計 契約締結	パブリックコメント 関係団体等との意見交換 市民説明会等 基本設計完了	市民説明会等 実施設計完了	施工者選定	工事完了 供用開始